

令和3年度 第8回江北町農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和3年11月5日(金) 9時00分から9時40分

2. 場 所 江北町公民館 講座室

3. 出席委員 (13人)

会 長	大串 俊實	副 会 長	江頭 幸典
1 番 委 員	相原 里美	2 番 委 員	小林 茂
3 番 委 員	岸川 満子	4 番 委 員	武富 直樹
5 番 委 員	大串 勲	6 番 委 員	百武 正博
7 番 委 員	中島 吉信	8 番 委 員	岸川 正基
9 番 委 員	百崎 浩一郎	10 番 委 員	千住 蔵男
11 番 委 員	山中 康一		

4. 議事日程

- 第1 議事録署名委員及び会議書記の指名
- 第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について (5件)
- 第3 議案第1～3号 農地法第3条の規定による許可申請について (3件)
- 第4 議案第4～5号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について (2件)
- 第5 議案第6～9号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について (4件)
- 第6 議案第10号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の意見決定について (3件)

5. 農業委員会事務局職員

局 長	本村 健一郎
次 長	宮本 大樹
係 長	金原 広和
主 事	原田 健太郎

6. 会議の概要

- 係 長 只今から令和3年度第8回総会を開会いたします。
- 総会を始めますが、新型コロナウイルス感染症対策のため、短時間での議案審議をお願いいたします。
- 係 長 本日の出席委員は13名中13名で、農業委員会等に関する法律第21条第3項に規定されている過半数の出席により総会は成立しております。
- それでは、江北町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は会長にお願いします。
- 議 長 これより議事に入ります。
- まず、日程第1の議事録署名委員、及び会議書記の指名を行います。
- 議 長 江北町農業委員会会議規則第10条第3項の規定に関する議事録署名人ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。
- (異議なし)
- 議 長 それでは、9番委員、10番委員をお願いいたします。
- なお、本日の会議書記には江北町農業委員会事務局係長を指名いたします。
- 議 長 それでは、日程第2、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による届出について」ですが、事前にお知らせしたとおり、報告内容について、事務局の朗読を時間短縮のために省略いたします。
- 議 長 それでは、報告第1号について質問等ある方は挙手をお願いします。
- (質問、意見なし)
- 議 長 それでは、日程第3、議案第1号から議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を、議題に供します。今月の議案は3件、有償移転が2件、生前贈与が1件となっております。
- 議案の朗読は省略し、地区担当委員からの現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。
- 議案第1号から議案第3号を、副会長をお願いいたします。

副会長 議案1号については、農地の管理もされており問題はありません

副会長 議案第2号についても同様に、問題はありません。

副会長 議案3号の生前贈与についても、問題ありません。

議長 ありがとうございます。それでは、これより質疑に入ります。

ただいまの議案内容、及び地区担当委員の説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(質問、意見なし)

議長 それでは採決に移らせていただきますが、3条許可申請は3議案でございます。議案第1号から議案第3号を一括して採決してもよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長 異議なしの意見をいただきましたので議案第1号から議案第3号を一括をして採決いたします。議案第1号から議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第1号から議案第3号は原案のとおり決定いたしました。

議長 つづきまして、日程第4、議案第4号と議案第5号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見ついて」を、議題に供します。今月の議案は2件となります。
それでは、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

それでは、議案第4号の議案書をご覧ください。

場所は、大字上小田字小路3372、地目は田です。面積は854平方メートル、開園するオリーブ・バラ園の駐車場の造成及び事務所設置による転用の計画です。

当該農地の周辺は中山間地域に位置し北側や西側は山林であり、農業は行われていますが生産性が非常に低い地区であることから第2種農地と判断しました。

許可基準としまして、周辺の他の土地に立地することが困難な場所は許可し得ると判断できます。

また、オリーブ・バラ園の準備と並行に駐車場造成や事務所設置をお願いしています。

次に、議案第5号の議案書をご覧ください。

場所は、大字惣領分字一本谷1345-3、地目は田です。面積は345平方メートル、経営面積の拡大に伴って農業用機械置き場や駐車場が手狭になってきたため転用の計画です。

当該申請地の南側や西側一帯は10ヘクタール以上の農地が広がっていることから第1種農地と判断しました。

許可基準としまして、農業用施設、農畜産物処理加工施設、農畜産物販売施設であると判断できます。

説明は以上となります。

議長

ありがとうございました。続きまして、地区担当委員からの現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

議案第4号を、11番委員に
議案第5号を、副会長に
それぞれ説明をお願いいたします

11番委員

申請地の転用については、周囲の影響もなく問題ありません。

副会長

議案5号の転用については、問題ありません。

議長

ありがとうございました。それでは、これより質疑に入ります。

ただいまの地区担当委員及び、事務局の説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(質問、意見なし)

議 長

それでは採決に移らせていただきます。議案第4号と議案5号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第4号と議案第5号は原案のとおり許可相当とし、県知事に意見書を送付します。

議 長

つづきまして、日程第5、議案第6号から議案9号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を、議題に供します。今月の議案は4件となります。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

それでは、議案第6号の議案書をご覧ください。

場所は、大字惣領分字五本松1498の一部、地目は田です。面積は628平方メートル、分家住宅建築による転用の計画です。

当該申請地の南側一帯は10ヘクタール以上の農地が広がっていることから第1種農地と判断しました。

許可基準としまして、住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものと判断できます。

次に、議案第7号の議案書をご覧ください。

場所は、大字佐留志字三本松1964-6と1965-5、地目は共に田です。面積は1964-6が217平方メートル、1965-5が92平方メートル、合計309平方メートル。一般個人住宅建築のための転用の計画です。

当該申請地の四方が概ね住宅やアパートの宅地で囲まれていることから第3種農地と判断しました。

許可基準としまして、第3種農地であることから許可し得ると判断できます。

次に、議案第8号の議案書をご覧ください。

場所は、大字山口字五本松900と901、地目は共に田です。面積は900が232平方メートル、901が226平方メートル、合計458平方メートル。一般住宅及び店舗建築のための転用の計画です。

当該申請地の周辺は住宅が立ち並ぶ地区であり、水管、下水管が埋設されている道路の沿道の区域で、概ね500メートル以内に教育施設、医療施設、公共公益施設があることから第3種農地と判断しました。

許可基準としまして、第3種農地であることから許可し得ると判断できます。

次に、議案第9号の議案書をご覧ください。

場所は、大字佐留志字一本松2243-1、2244-1と2243-2地目は、2243-1と2244-1が田、2243-2が畑です。面積は2243-1が1,964平方メートル、2244-1が3,349平方メートル、2243-2が210平方メートルで合計5,523平方メートル。特定条件付分譲住宅建築のための転用の計画です。

当該申請地の2243-1と2244-1は周辺は住宅が立ち並ぶ地区であり、水管、下水管が埋設されている道路の沿道の区域で、概ね500メートル以内に教育施設、医療施設、公共公益施設があることから第3種農地と判断しました。

また、2243-2は鉄道の駅、船舶の発着場、県庁、市役所、町役場等から概ね500メートル以内であるため第2種農地と判断いたしました。

許可基準としまして、2243-1と2244-1は、第3種農地であることから許可し得ると判断できます。

また、2243-2は、周辺の地の土地の立地することが困難な場合は許可し得ると判断できます。

最後に、この議案は、面積が3,000平方メートル以上の転用になりますので、常設審議委員会に諮られます。

以上、4議案となります。

議長

ありがとうございました。続きまして、地区担当委員からの現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

議案第6号を、副会長
議案第7号を、8番委員
議案第8号を、6番委員
議案第9号を、3番委員にそれぞれお願いいたします。

副会長

事務局側からの説明どおり今後の残地の方向性も決まりました。また、周辺農地の影響はないと判断しております。

8番委員

分家住宅の転用で、周辺農地への影響はないと判断いたしました。

6番委員

一般住宅及び店舗の転用で、周辺農地への影響はないと判断いたしました。

3番委員

特定条件付住宅分譲の転用で、周辺農地への影響はないと判断いたしました。

議長

ありがとうございました。それでは、これより質疑に入ります。ただいまの議案内容及び地区担当委員の説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(質問、意見なし)

議 長

それでは採決に移らせていただきますが、5条許可申請は4議案でございます。議案第6号から議案第9号を一括して採決してもよろしいでしょうか。

(異議なし)

議 長

ありがとうございます。異議なしの意見をいただきましたので議案第6号から議案第9号を一括をして採決いたします。

では、議案第6号から議案第9号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第6号から議案第9号は原案のとおり許可相当とし、県知事に意見書を送付します。

議 長

つづきまして、日程第6、議案第10号の農業経営基盤強化促進法に基づく「江北町農用地利用集積計画の意見決定について」を、議題に供します。

事務局

それでは、第10号の議案書をご覧ください

江北町長より令和3年11月5日付けで農用地利用集積計画の意見決定を求められています。

第5号議案、受付は3件でございます。公社利用の新規設定の賃貸借が1件、相対で新規設定の賃貸借が1件、再設定の賃貸借が1件となっております。面積は、15,103平方メートルです。

他の議案と同様に、議案の詳細の朗読を省略させていただきます。

議 長

つづきまして、地区担当委員からの現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

受付番号1番を、6番委員に、
受付番号2番を、4番委員に、
受付番号3番を、8番委員に、それぞれお願いいたします。

6番委員

現地確認を行い、農地も良く管理されており特に問題ありません。

4番委員

農地管理も良くしており、特に問題ありません。

8番委員

農地も良く管理されており特に問題ありません。

議 長

ありがとうございました。それでは、これより質疑に入ります。

ただいまの議案内容、地区担当委員の説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(質問、意見なし)

議 長

採決の前に議案第10号については、4番委員が関係人となっている事案が含まれておりますので、農業委員会法第24条の規定に基づく、議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席していただくようお願いいたします。
4番委員には、関係議案終了後に入室・着席していただきます。

(4番委員 退席)

議 長

それでは採決いたします。議案第10号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第10号は原案のとおり決定することとし、江北町長に意見書を送付いたします。

(4番委員 入室)

議 長

以上で本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。その他の件について、委員から発言があれば挙手をお願いいたします。

(意見無し)

議 長

よろしいでしょうか、それでは以上をもちまして、江北町農業委員会第8回総会を閉会いたします。

9：40閉会

以上のとおり、農業委員会等に関する法律第27条の規定に基づく議事の顛末を記録し、記載のとおりであることを認め、ここに署名する。

江北町農業委員会

会 長

(議事録署名人)

9番委員

10番委員

(会議書記)

事務局職員
